

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療の充実を図るため、市内において医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所を新規に開設するもののうち、特に充実する必要がある診療科（以下「指定診療科」という。）で、かつ、外来診療を伴うものに対して、予算の範囲内において妙高市診療所開設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(診療科の指定)

第2条 前条の規定による指定診療科は、内科、精神科、整形外科、小児科、出産を取り扱う産婦人科とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新規に診療所を市内に開設する者。ただし、市内の廃止となった診療所を譲り受け、新規に診療所を開設する者も含むものとする。
- (2) 指定診療科のうちいずれか一つを運営し、外来診療も行う者
- (3) 5年以上診療所を開設する意思を有している者

(補助金交付額)

第4条 診療所の開設に必要な施設整備費、医療機器及び備品（以下「医療機器等」という。）の取得に要する費用、その他市長が認める経費を合計した額とし、1,000万円を限度とする。

2 前項の補助金交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第5条 この事業による補助は1回限りとし、補助金の交付を受けた者は、診療所の開設日から5年間は、指定診療科のうちいずれか一つを運営し、かつ外来診療を継続しなければならない。

2 この事業により取得した医療機器等は、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、台帳を作成し、診療所の開設日から5年間これを保存しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金等交付申請書を審査の上、交付決定を行い、その後に提出された実績報告書の書類審査等を行ったうえ、補助金額を確定し交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときには、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 補助金の交付対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、妙高市診療所開設支援事業費補助金（概算払）請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、第5条に定める要件を満たさないと判断したときは、全額を一括返還させるものとする。

(補助制度の見直し)

第8条 市長は、この要綱の施行の日から3年を超えない期間ごとに、各条項が他の法令、社会経済情勢等と比較して整合性が取れているかどうかを検討するものとする。

2 前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときには、速やかに、見直し等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月24日から施行する。